消費税法改正のお知らせ

平成 25 年 3 月 国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付 がびに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む 社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日区 分	現行	平成 26 年4月1日	平成 27年 10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に 勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置(「5 税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。 政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元 年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

- ※ 詳しい資料は下記URL(消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部)からご覧になれます。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html
- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署 にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○制度の概要

その事業年度の基準期間 (注) がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

- (注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50% 超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合 (特定要件)に該当すること。
- 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊 な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間 に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

〇 適 用 開 始 時 期

平成 26 年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて 適用されます。

《改正前》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の 法人は、当該基準期間がない事業年度(課税期間)の納税義務が免除される。

資本金 1,000 万 円未満の法人を 設立

設立1期目 (基準期間なし) 設立2期目 (基準期間なし)

設立3期目

免税事業者 免税事業者

原則、基準期間の課税売 上高で納税義務を判定

《改正後》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の 法人であっても、上記①、②のいずれにも該当する場合には、当該基準期間がない事業年度(課税 期間)の納税義務は免除されない。

資本金 1,000 万 円未満の法人を 設立 設立1期目(基準期間なし)

課税事業者

設立2期目 (基準期間なし)

課税事業者

設立3期目

原則、基準期間の課税売 上高で納税義務を判定

具体的な適用事例(設立1期目の納税義務の判定例)



Aは、①基準期間がない事業年度開始の日(平成 26 年4月1日)において、Bにより株式等の 50%超を保有されており、かつ、②基準期間相当期間(*)における課税売上高が5億円を超えているため、当該基準期間がない事業年度(平成 26年4月1日~平成 27 年3月31日)の納税義務は免除されません。

(注) 基準期間がない事業年度(設立1期目、2期目)について、それぞれ納税義務を判定する必要があります。

留意事項

○ 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 任意の中間申告制度の創設

〇制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

- (注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- (注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

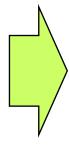
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

〇適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の	中	間	申	告
確定消費税額	□			数
4,800万円超	年 11 回			
400 万円超	年3回			
48 万円超		年 -	1 回	
48 万円以下	中間申告			
1 VAL 1 CV 04	義務なし			



《改正後》

直前の課税期間の	中間申告		
確定消費税額	回 数		
4,800万円超	年11回		
400 万円超	年3回		
48 万円超	年1回		
48 万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能		

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、 所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に 係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
 - ※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 〇 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日 に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものと みなされます。
 - ※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。

(注) 8%から 10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

i i	径 過	措	置	の	内	容		
① 旅客運賃等 平成 26 年 4 月 1 日以後に行き 場所、競馬場、競輪場、美術館、 成 26 年 4 月 1 日前に領収してい	遊園地等						適用開 (H26. 対価受領	4.1) 入場等
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成 2 ている電気、ガス、水道、電話にから平成 26 年 4 月 30 日までの 定するもの	係る料金	等で、 ³	平成 20	3年4月]1日	継続供糸 △ 		[4.30] 権利 確定: —□
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成2 工事(製造を含みます。)に係る量、設計及びソフトウエアの開達でき、平成26年4月1日における、当該課税資産の譲渡等	請負契約 発等に係る	(一定(請負契	の要件(こ該当す みます	する測 。)に		定日 10.1)	譲渡等
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成2 資産の貸付けに係る契約に基づる 後引き続き貸付けを行っているよります。)における、平成26年	き、平成 20 場合(一定の	6年4月 の要件(月1日 に該当	前から同 するもの	司日以 Dに限	契約 〇 <u></u>	貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成2 役務の提供に係る契約で当該契かじめ定めることができないものの全部又は一部が分割で支払われ式特定取引に係る契約のうち、対ます。)に基づき、平成26年2場合において、当該契約の内容が、「指定役務の提供」とは、冠姫提供に係る役務の提供をいいませ	約の性質」 かで、当該が れる契約(記 になり には になり にない に に に に い で い の に で り で い る 契約(記 に り で り で り に り に り に り に り に り に り に り	上役務の 役務の 割賦販 提供(* 後に当 と 件に該	か提供の 提供に 売法に	か時期を 売立って 規定する の提供の 投務の が	を あ が が が が い に に に に に に に に に に に に に	契約		指定役務
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成 25 年 10 月1日前に締結 続供給契約に基づき譲渡される 26 年4月 1日前に領収している 1日以後に行われるもの	書籍その他	也の物品	品に係る	る対価を	を平成	契約	対価受領	定期供給
⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他 発行される新聞又は雑誌で、発行 月1日前であるもののうち、その われるもの	f者が指定	する発	売日が	平成 26	6年4		指定発売日	
通信販売 通信販売の方法により商品を販 1日前にその販売価格等の条件で た場合において、平成26年4月 件に従って平成26年4月1日	を提示し、 11日前に	又は提 申込み	示する を受け、	集備を完 、提示し	記し	指成 (H25.) 条件提示	_	譲渡
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成2 有料老人ホームに係る終身入居 時金として支払われるなど一定 基づき、平成26年4月1日前が の提供を行っている場合における る当該入居一時金に対応する役務	契約 (入居) の要件を満 から同日以る、平成 26	期間中の たすも 後引き	の介護 のに限 続き介	料金がえ ります 養に係る	入居一 。)に る役務	契約 〇一	介護サービス	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。